

雇用調整助成金等の申請手続きに 必要な費用を県内全域で補助します！

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた県内の中小企業・個人事業主の方を対象に、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という。）の申請手続きに必要な費用を支援します。

この支援は、県内全市町と連携し、全県共通の支援として実施します。

※雇用調整助成金とは

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する国の制度。従業員が雇用保険被保険者でない場合は、緊急雇用安定助成金の支給対象となります。現在、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象や助成率等、多くの拡充措置が図られています。

特例措置に関するお問い合わせは、広島労働局又は県内のハローワークへ。その他ご相談は県設置の社会保険労務士による電話相談窓口へ。（裏面参照）

1 支援内容

雇用調整助成金等の申請を行うにあたり必要となる書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に、支払った費用を補助（上限額あり）します。

（1）県内町における支援内容

府中町等県内9町に所在する中小企業等については、県が直接補助し、各町には制度の周知や補助金申請書の配布等に協力していただきます。

- 補助金名： 広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金
- 対象者： 府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町に主たる事業所がある中小企業及び個人事業主
- 対象経費： 雇用調整助成金等（※）の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に、支払った費用（消費税を除く）

※休業等の初日が令和2年1月24日以降となる休業手当に係るもの

- 補助率等： 補助率10/10、上限額1件あたり10万円
- 要件：
 - ・雇用調整助成金等について広島労働局長の支給決定を受けていること。
 - ・本事業による補助金の交付を受けていないこと。（1者1回限り）
 - ・暴力団又は暴力団員等に関する事項に該当がないこと。
- 受付期間： 令和2年6月9日（火）～令和3年8月31日（火）
※申請書様式等は、県ホームページや県庁・各町役場等で入手できます。
※3月に受け付けた申請について、補助金の支払いが4月以降となる場合がありますので、ご了承ください。

（2）各市における支援内容

広島市等県内14市に所在する中小企業等については、各市が補助し、県は各市に対して、その財源を補助します。なお、各市で支援内容や申請受付期間等が異なりますので、詳細については事業所所在地の各市担当部署（裏面参照）へお問い合わせください。

2 問い合わせ先

※受付期限につきましては、各市における予算の成立等を前提としており、あくまで予定です。

詳細は各市の窓口にお問い合わせいただくか、各市のHP等でご確認ください。

※3月に受け付けた申請について、補助金の支払いが4月以降となる場合がありますので、ご了承ください。

(令和3年3月17日現在)

事業所の所在地	担当部署	支援概要	受付期限
広島市	広島市雇用推進課 082-504-2244	・補助率 10/10, 上限 10 万円 ・小学校休業等対応助成金/支援金にも対応	R3.8.31 まで
呉市	呉市商工振興課 0823-25-3310	・補助率 10/10, 上限 10 万円 ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(労働者申請を含む)にも対応 ・行政書士への報酬に対する補助制度もあり(補助率 1/2, 上限 5 万円)	当面の間
竹原市	竹原市産業振興課 0846-22-7745	・補助率 10/10, 上限 10 万円	R3.8.31 まで
三原市	三原市商工振興課 0848-67-6013	・補助率 10/10, 上限 10 万円	R3.8.31 まで
尾道市	尾道市商工課 0848-38-9183	・補助率 10/10, 上限 10 万円 ・行政書士への報酬に対する補助制度もあり(補助率 1/2, 上限 2.5 万円)	R3.8.31 まで
福山市	福山市産業振興課 084-928-1040	・補助率 10/10, 上限 10 万円 ・本補助金申請手続費用にも対応	調整中
府中市	府中市商工労働課 0847-43-7190	・補助率 10/10, 上限 10 万円 ・休業手当と雇用調整助成金支給額との差額に対する補助制度もあり	当面の間
三次市	三次市商工観光課 0824-62-6171	・10 万円までは補助率 10/10, 10 万円を超えた額は 1/2, 上限 20 万円	R3.8.31 まで
庄原市	庄原市商工観光課 0824-73-1178	・補助率 10/10, 上限 10 万円	調整中
大竹市	大竹市産業振興課 0827-59-2131	・補助率 10/10, 上限 10 万円 ・小学校休業等対応助成金/支援金にも対応	R3.8.31 まで
東広島市	東広島市産業振興課 082-420-0921	・補助率 10/10, 上限 10 万円	R3.8.31 まで
廿日市市	廿日市市しごと共創センター 0120-339-300	・補助率 10/10, 上限 20 万円	R3.8.31 まで
安芸高田市	安芸高田市商工観光課 0826-47-4024	・補助率 10/10, 上限 10 万円	R3.8.31 まで
江田島市	江田島市交流観光課 0823-43-1644	・補助率 10/10, 上限 10 万円	R3.8.31 まで
県内の9町	広島県雇用労働政策課 082-513-2838	・補助率 10/10, 上限 10 万円	R3.8.31 まで

3 社会保険労務士による相談窓口(県設置)

- 設置期間： 令和2年5月11日(月)～令和3年3月31日(水)
- 対応時間： 10:00～13:00, 14:00～16:00 《平日のみ》
- 電話番号： 082-513-2831
- 相談内容：
 - ・休業手当の取扱いに関する相談
 - ・雇用調整助成金制度に関する相談や申請手続に関する助言
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための労務管理に関する相談 等

4 雇用調整助成金等の特例措置に関する問い合わせ先

- 広島労働局 職業安定部 職業対策課 電話番号：082-502-7832
- 県内の各ハローワーク(広島, 広島東を除く)